

自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書について(概要)

平成25年11月

- 自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめ。
- 報告書は、政府・与党における検討に資するよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案A～案Cの3例、課税の方法について案1～案3の3例の選択肢を提示。

①課税のタイミング

案A:自動車登録期間全体

案B:取得から最初の継続検査までの3年度間

案C:購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施 又は
環境性能割を導入

②課税の方法

案1:現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税

案2:現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税

案3:燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとして課税

【その他車体課税における課題(代替税源の確保等)への対応に関する提案】

- 自動車税における営自格差(現状3倍程度)の適正化
- グッド減税・バッド増税の考え方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化 等

【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階では、税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入 等